

# かたり通信

福井から原発を止める  
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務所連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6 番号：108539

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



## 7月13日忌避却下経過説明

### 裁判官に対する忌避認められず！

裁判長自身が最大の争点と述べていた基準地震動の理解と審理のために、裁判所自らが4月24日、島崎邦彦氏を証人として呼び、法廷で尋問が行われました。また原告側は、この尋問を基に十分な審理を行うため、額額一起氏をはじめとして必要な証人等を裁判所に申請していました。

しかし先日の7月5日の大飯差止12回口頭弁論で、裁判所は証人申請等全てを却下しました。そのため原告弁護士は、民事訴訟法24条に定める「裁判の公正を妨げる事情」があると考え裁判官忌避を申し立てました。

先日7月13日、忌避の理由書をきちんと理解し判断したとは思えない早さで忌避を却下する通知が届きました。原告側は、忌避却下は憲法に反すること（憲法32条の公正な裁判を受ける権利を保障していること、76条のすべて

の裁判官はその良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律のみに拘束されていること）を理由として最高裁へ特別抗告します。

この一連の裁判所の動きを見る限り、最初から結論ありきの却下で、私たちは公正な裁判を受けていないのではないかという疑念を抱かざる得ません。

島崎邦彦氏の重大な証言を真摯に受け止めることも、基準地震動の策定のあり方を審理することもなく全ての証人尋問、検証申立等を却下した内藤裁判長による訴訟指揮に強く抗議します。

また福島の方からの意見陳述、嶺南の方からの意見陳述、福島の方との関わり、また福島現地に行って感じたことなどの意見陳述に、裁判所は真摯に耳を傾けてくださったのでしょうか？

私たち原告は、311 福島原発事故の深刻な被害を隠し、その記憶を薄れさせようとする流れに対抗していきたいと思えます。今後ともお知恵やアイデアを含めて、どうかご支援をよろしくお願いいたします。

福井から原発を止める裁判の会  
原告代表 中畠哲演  
事務局長 嶋田千恵子

## 却下決定本文

<以下、却下決定の本文です>

平成29年(ウ)第19号 裁判官に対する忌避申立事件(基本事件 平成26年(ネ)第126号大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

### 1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨は、裁判長裁判官内藤正之、裁判官鳥飼晃嗣及び裁判官能登健太郎を基本事件の審理から忌避するとの裁判を求めるものであり、その理由は、別紙忌避申立理由書記載のとおりである。

### 2 当裁判所の判断

民事訴訟法24条1項にいう「裁判官について裁判の構成を妨げるべき事情」とは、裁判官が当事者又は当該事件について特別の利害関係を有しているなど、当事者において、当該裁判官が不公正な裁判をする恐れがあるという懸念を抱くのに足りる客観的事情を指すものと解される。申立人らの主張内容は、要するに、基本事件1審原告(申立人ら)の証人尋問

等の申出を却下したこと等の上記裁判長の訴訟指揮ないし上記裁判官らにより構成される裁判所の証拠採否に対する不満を述べるものにすぎず、上記客観的事情に該当しない(なお、申立人らが本件において主張した事由以外でも、訴訟指揮等を原因とする忌避の申立であれば、同様に上記客観的事情に当たらないこととなる。)

その他、裁判官内藤正之の経歴等を含め、申立人らの主張内容を勘案しても、上記裁判官3名について忌避の原因となるような事情は認められない。

よって、本件申立ては、いずれも理由がないからこれを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成29年7月13日

名古屋高等裁判所金沢支部第2部

裁判長裁判官 石川 恭司

裁判官 栗原 保

裁判官 大野 博隆

## 却下決定に対する原告団・ 弁護団のコメント

国民の裁判を受ける権利を否定する忌避申立却下決定に強く抗議する

2017年7月15日

大飯原発福井訴訟原告団

代表 中畠哲演

同弁護団 団長 嶋田 広

「この国の裁判所には自浄能力はないのだろうか？」-本日送達された忌避申立却下の不当決定を読んで、この国の原発の安全性をめぐる裁判の将来を憂い、強い憤りを感じています。

今回の忌避申立の理由となった、内藤正之裁判長以下3名の裁判官による訴訟指揮は、島崎邦彦氏の証言（4月24日に実施）によって大飯原発の安全性や安全審査の信頼性に関する一審被告関西電力の主張が根本から打ち砕かれかけた状況において、この島崎証言を裏付ける重要証人・証拠の申請を却下したものであり、真実の解明に背を向ける行為であるとともに、客観的にみて、崖っぷちに立たされた一審被告関西電力への救済策にほかならない、きわめて不公正な訴訟指揮でした。

今回の忌避却下決定は、訴訟指揮のあり方は忌避理由に当たり得ないという形式論を展開していますが、窮地に立った一方当事者の救済のために真実解明に必要な審理を拒否し、あからさまに不公正な訴訟指揮をおこなっても、忌避の理由となる「裁判の公正を妨げるべき事情」には当たらないとするのは、あまりに形式的に過ぎ、国民の裁判を受ける権利を否定するものであって、到底国民の理解を得られる解釈とはいえません。

のみならず、今回の忌避却下決定は、申立人（一審原告）らの忌避申立理由書提出からわずか4日後（忌避審裁判長の異動後2週間あまり）という短期間のうちになされており、訴訟の経過を検討したとは思われず、忌避申立理由書の内容さえ真摯に検討したとも思われません。なぜこれほど忌避却下を急がなければならなかったのかにも、強い疑問を感じます。

裁判所が福島原発事故を防げなかった反省を忘れ去り、公正な裁判を求める一審原告ら住民側の声には全く耳を傾けず、一審被告関西電力に助け船を出す明らかに不公正な訴訟指揮を何ら問題視しない今回の不当決定は、「裁判所は再び原子カムラに与するのか」との国民の疑念をますます深め、強い怒りを買うことは必定です。

私たちは、速やかに最高裁に抗告し、裁判所が公正な裁判を行う姿勢に立ち返るよう、国民の裁判を受ける権利を守るために力を尽くします。是非とも御支援くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上

▼編集者コメント：忌避却下決定を受けて本日（7月20日）最高裁への抗告が行われるはずですが、裁判所の訴訟指揮の不当性を最も詳細に説明しているのが、28号でも触れている「忌避申立理由書」です。以下その一部を紹介します（会のホームページからのダウンロードも可能です）。

■地震観測記録データ等の文書提出命令の必要性

一審被告は「本件原発の地下には均質で固い地盤が広がっており、基準地震動を大きく超える巨大な揺れに見舞われた柏崎刈羽原発のような特異な地下構造はみられない」と主張し、証拠として乙第87号証等の多数の書証を提出しているが、提出された証拠はいずれも一審被告において解析・加工済みのデータばかりであり、これでは一審被告が行ったデータ解析が正しいのか否か、第三者が科学的に検証するのは不可能である。このことは、いかに地下構造に関して規制委員会の安全審査を経たといっても、データ解析が審査を受ける側である一審被告に任されておりブラックボックス化している以上、それは厳密な意味での科学的検証とはいえないということである<sup>5</sup>。したがって、一審被告による地盤調査及びこれに対する安全審査の妥当性を科学的に検証する上では、一審被告が提出した解析結果に関する基礎データである地震観測記録データ等を開示させることが必要であった。

■基本事件については、平成24年11月30日及び平成25年3月11日に提訴がなされたが、原審において、一審被告は、単に不誠実な訴訟遂行をしたというレベルに留まらず、実質的に立証

大飯原発訴訟

# 裁判官交代を却下

## 控訴審 住民側が抗告へ

県内の住民らが関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを求めた訴訟の控訴審で、名古屋高裁金沢支部は、住民側からの内藤正之裁判長ら裁判官三人の交代を求める忌避申し立てを却下した。十三日付。住民側は決定を不服とし、最高裁に抗告する。住民側は口頭弁論があった五日、東京大地震研究所

の瀧川一孝教授らの証人尋問申請が却下されたため、その場で裁判官二人の忌避を申し立てた。十日に理由書を提出していた。金沢支部の石川恭司裁判長は決定で却下理由について「（申し立ての理由が）裁判所の証拠採否に対する不満を述べるものすぎない」と述べている。訴訟では、四月の口頭弁

論で、住民側の証人として出廷した前原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦・東大名誉教授が、関電の地震想定について「過小評価の可能性があり（算出方法に）大変な欠陥がある」と証言。住民側は島崎氏の主張を裏付けるためにも、瀧川氏らの証言が不可欠だと訴えていた。

原告団と弁護団は「短期間のうちに決定がなされ内容が真摯に検討されたと思えない。裁判所が公正な裁判を行う姿勢に立ち返るよう、力を尽くす」と述べた。

### ▼（続き 1）

活動を放棄していた。例えば、現時点において一審被告が提出している書証は乙268号証までであるが、このうち、原審段階で提出していた書証は、乙42号証までに過ぎない。

さらに一審被告は、原審において、原審裁判長の度重なる求釈明にも答えなかった。—中略—原審において書証提出以外の証拠調べがなされなかったのは、決して申立人らが申し出なかったからでは

# 大飯原発訴訟 裁判官交代認めず

2017/7/16 住民側不服、抗告へ

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止め訴訟控訴審で、名古屋高裁金沢支部は、住民側による裁判官3人の交代を求める忌避申し立てを却下した。住民側

弁護団は不服とし、憲法違反などを理由に最高裁に抗告するとしている。

忌避申し立ては、5日の第12回口頭弁論で住民側の証人尋問申請などが却下された際に行われ、10日に理由書を提出した。忌避却下決定は13日付で、弁護団事務局には15日に送達された。

一審理は同金沢支部の別の裁判官3人が行った。石川恭司

裁判長は却下理由で、住民側の主張について「裁判長の訴訟指揮や裁判所の証拠採否に対する不満を述べるものすぎない」などとした。

住民側は、憲法が規定する「国民の裁判を受ける権利」を否定する決定だとして、20日までに抗告する方針。抗告は、決定送達から5日以内と定められている。

住民側の中尾哲演代表(75)「小浜市」と島田広弁護士会長(48)「福井弁護士会」は「決定は理由書提出からわずか3日後で、訴訟の経過を検討したとは思えない。裁判所が公正な裁判を行う姿勢に立ち返るよう力を尽くす」と声明を出した。(嶋本祥之)

### ▼（続き 2）

ない。申立人らは原審段階においても、人証申請が必要である旨述べていた。しかし、原審裁判所は、かかる一審被告の、立証を放棄するに等しい応訴対応に鑑みて、書証のみで十分であると判断し、証人尋問なしの早期結審の姿勢を示したのである。—中略—一審被告は控訴審になって突如、前述の通り大量の書証を提出するようになった。そのため申立人らは、控訴審段階における一審被告の新たな立証活動に反証すべく、次の証拠申請を行った。—以下略—

### ▼（続き 3）

証拠申請の内容については、28号の3頁左側を参照してください。今後については、具体的アクション等がまとまり次第、速やかに連絡を差し上げます。ご支援をお願いします。